

# ぱあとなあ神奈川

のご案内

「成年後見制度」のことなら  
ぱあとなあ神奈川にご相談ください。

高齢者や障害者の権利を守り、いつまでも安心して  
暮らせるよう社会福祉士がお手伝いします。



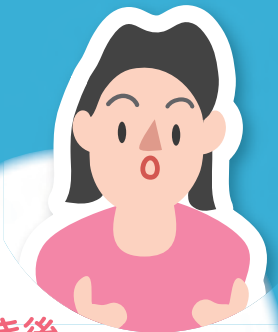
## 悪徳商法・詐欺

二度とだまされ  
ないようにしたい  
のだが…。



## 経済的虐待

親の貯金を子どもが  
勝手に引き出して使っ  
ている…、家族に障害年金  
を使われてしまっている  
ようで…。



## 親亡き後

障害を持つ  
子どもの将来が  
心配で…。



## 不動産 管理・処分

アパートの管理や  
不動産を売却して  
入院費にあてたい。



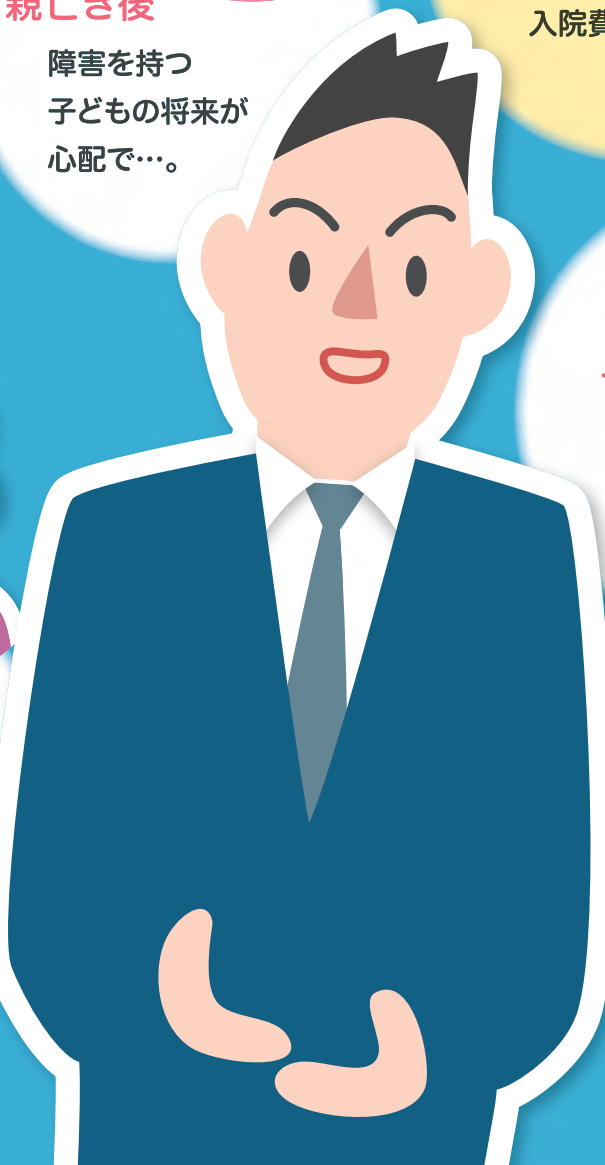
## 子のいない夫婦

入院手続きや葬儀  
などを誰かに頼んで  
安心したい。



## 施設 入所の契約

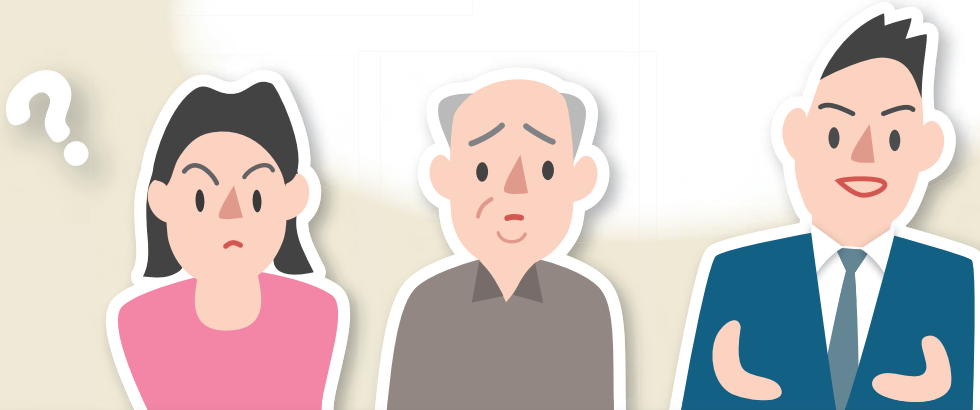
契約や介護保険サービス  
利用料の支払いを  
頼みたい。



# 「成年後見制度」って何ですか？

認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることで、日常生活に必要なさまざまな契約や財産管理に支障がある方について、個人として尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障するために、ご本人の判断能力をおぎない、法的に援助する制度です。

制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。



## 法定後見制度

判断能力が不十分になって  
いるので援助者を選ぶ…。

すでに本人の判断能力が不十分である場合に、本人または配偶者・4親等内の親族などが家庭裁判所に申し立て（手続き）をします。また市区町村長が申し立てをすることもできます。本人の判断能力に応じて、「補助」、「保佐」、「後見」の3つに区分され、それぞれ選ばれた補助人、保佐人、成年後見人が支援を行います。



## 任意後見制度

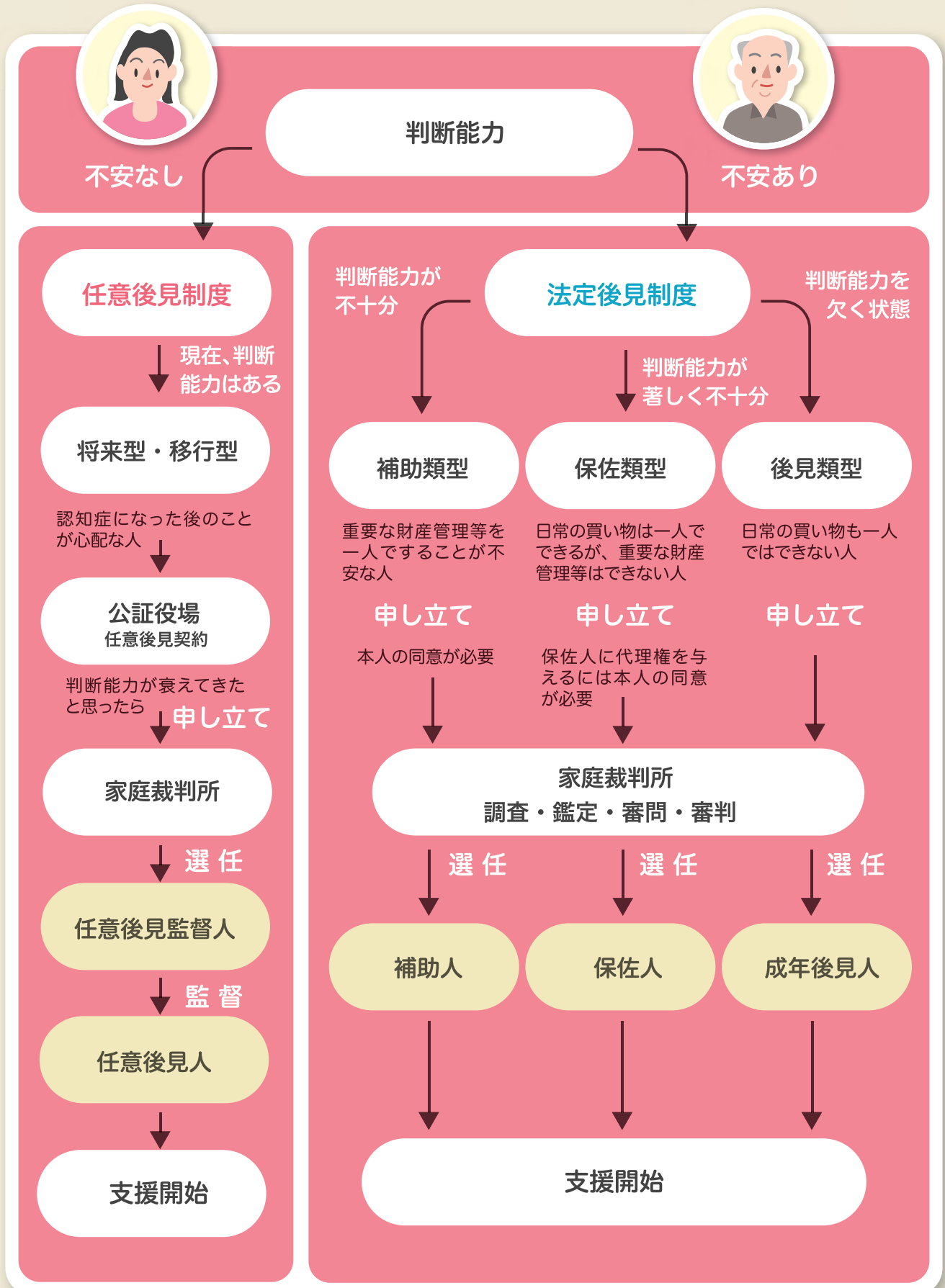
判断能力が不十分になる前に  
援助者を選んでおく…。

将来の判断能力の低下に備え、あらかじめ援助者（任意後見人）や支援してもらう内容などを本人の希望にそって公証役場で公正証書を作成しておく仕組みです。そして本人の判断能力が衰えたときに本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見受任者が家庭裁判所に申し立て（手続き）をし、任意後見人を監督する任意後見監督人を選んでもらいます。



# 制度利用の手続き

成年後見人等により支援が開始されるまでの流れ



# 成年後見の仕事の内容は？

(参考) 民法第858条：成年後見人は成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

## 身上保護

- 本人および関係者との面談を行います。
- 福祉、介護、医療サービスを利用するため、行政などへの申請を行います。
- 介護サービスを提供する事業者と契約し、利用料の支払いを行います。
- 住居の確保に関する契約を行い、入院費や利用料の支払いを行います。
- 福祉、介護、医療サービスの内容を確認し、調整します。
- その他、必要な生活用品の手配などを行います。



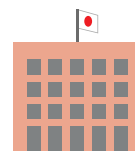
## 財産管理

- 財産目録を作り、今後の収支予定を立てます。
  - 現金、預貯金、有価証券、不動産の管理などを行います。
  - 年金の受領などにより、生涯にわたる経済的な安定を図ります。
  - 確定申告や税の支払いを行います。
- ※本人の利益に反して財産を処分することはできません。



## 家庭裁判所への報告

- 必要があれば家庭裁判所は成年後見人等に対し、報告を求めますが、年1回程度の報告を行います。
- 居住場所が移る等、本人の生活環境に変化があった場合や、重要な財産を処分した場合は、その都度家庭裁判所に報告を行います。



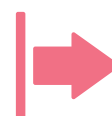
## 仕事に含まれないこと

- 保証人や身元引受人になることはできません。
- 手術などの重要な医療行為の同意をすることはできません。
- 介護や買い物、掃除、洗濯などの家事を行うことはできません。



## 仕事の開始

- 法定後見制度では、家庭裁判所の審判により開始します。
- 任意後見制度では、家庭裁判所による任意後見監督人選任の審判により開始します。



## 仕事の終了

- 本人が死亡した場合、成年後見人等が辞任または解任された場合、成年後見人等の任務は終了します。
- 本人が死亡した場合は相続人に対して、成年後見人等が辞任または解任された場合は後任の成年後見人等に対して、本人の財産（遺産）の引継ぎを行います。
- 任意後見制度では別途死後の事務契約を結ぶことにより、死後の事務も可能とされています。



社会福祉士の  
後見人の良い  
ところは？



# Q&A よくあるご質問

Q

社会福祉士の成年後見人等の  
特長は何ですか？

A

社会福祉士は「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格です。高齢、障害、生活困窮者、子ども、地域福祉等あらゆる福祉分野で、専門知識やネットワークを有し、福祉に関する相談援助を行う専門職です。成年後見の分野では、特に本人の立場に立ったきめ細かな身上保護が期待できます。

ばあとなあ神奈川の社会福祉士は、権利擁護研修、成年後見人名簿登録研修を修了した後も、さらに更新制度に則り成年後見人候補者名簿登載者の質の担保を図っています。また、ばあとなあ神奈川部員は成年後見人等として活動を行うほか、市民後見人の養成や法人後見への専門的助言など市区町村の地域ネットワークに参加して、地域の権利擁護のしくみ作りに積極的に参加しています。県民や行政等の相談にも対応しています。

Q

申し立て費用は  
いくら位かかりますか？

A

診断書や書類の請求、印紙や切手代などで、約1万円程度です。鑑定が必要だったり、書類作成を専門家に依頼する場合、別途費用がかかります。

申し立てに  
必要なもの  
とは？

申し立て  
費用は？

後見人への  
報酬は？

Q

希望した人が成年後見人等  
になれるのですか？

A

成年後見人等は裁判所の審理により選任されます。申し立て時の成年後見人等候補者が必ず選任されるわけではありません。利益相反や親族間で争いが予想される場合、家庭裁判所が専門職後見人を選任することがあります。

Q

申し立て費用や成年後見人等  
への報酬について助成制度は  
ありますか？

A

市区町村の助成制度を利用できます。  
・申立時助成  
・報酬助成  
制度をご利用になる方がお住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q

申し立て手続きに  
必要なものはどのよう  
なっていますか？

A

・申し立て書及び付随する書類  
・戸籍謄本・住民票(本人・候補者)  
・登記されていないことの証明書  
・診断書・診断書附表(鑑定書)  
・収入印紙、送付費用(郵便切手)  
など、詳しくは家庭裁判所に用意されている一覧表などでご確認ください。

Q

成年後見人等への報酬は  
いくら位ですか？

A

本人の財産や成年後見人等の仕事内容を考慮して家庭裁判所が決定します。通常の後見事務を行った場合、基本報酬は月額2万円程度です。管理財産が多ければ報酬は増額され、また、不動産処分等特定の法律行為を行った場合、加算される場合があります。なお、報酬は本人財産から支出されます。

Q

保佐人の同意を要する行為とはどのようなものですか？

A

民法13条第1項で次のように規定されています。

1. 貸したお金を返してもらったり、預貯金の払い戻しを受けたりすること。
2. 金銭を借り入れたり、保証人になること。
3. 不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること。
4. 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
5. 贈与すること、和解・仲裁合意をすること。
6. 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割すること。
7. 贈与・遺贈を拒否したり、不利な条件が付いた贈与や遺贈を受けること。
8. 住居等の新築・改築・増築や大修繕をすること。
9. 民法第602条に定める期間を超える賃貸借契約をすること。

同意するかどうか  
しっかり判断  
します！



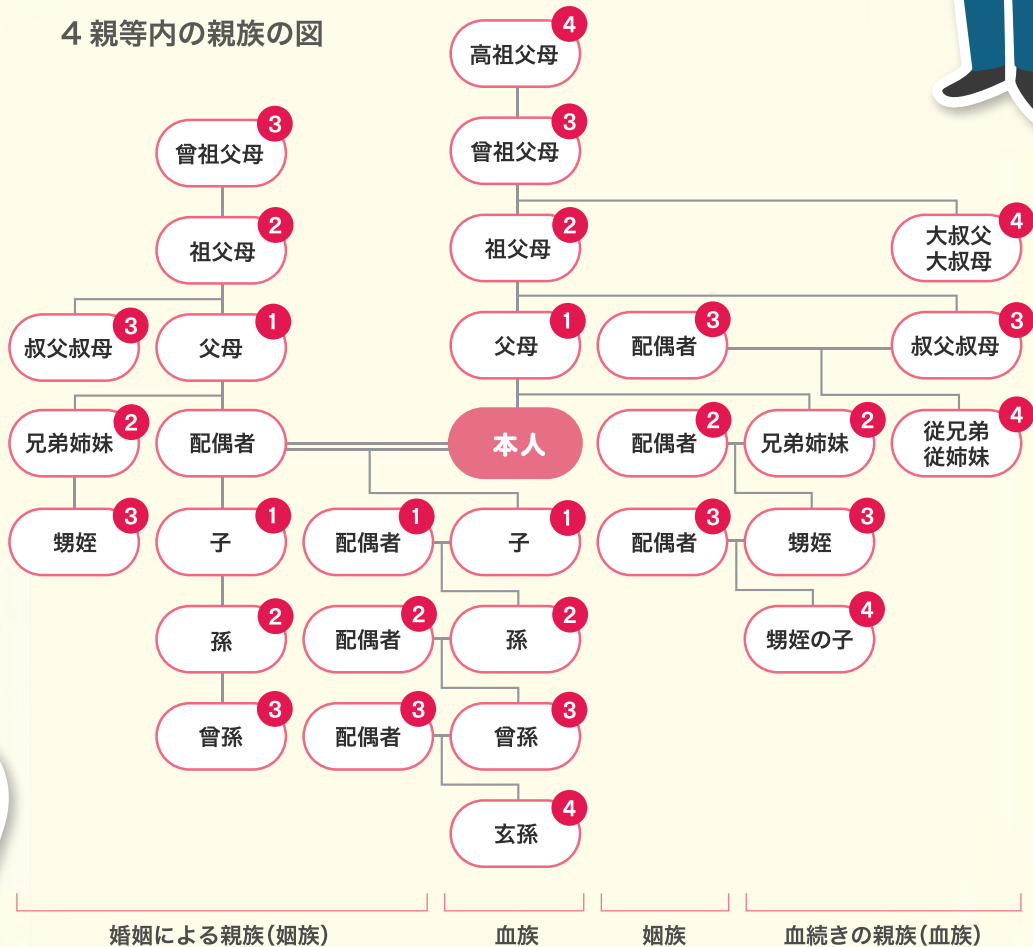
Q

4親等内の親族とはどのようなものですか？

A

下図のようになっています。右上の数値が本人からみた親等数を表しています。

4親等内の親族の図



4親等内が  
わかりました！



## 横浜家庭裁判所及び各支部の 成年後見制度利用開始申し立て受付窓口



<b>横浜家庭裁判所 本庁</b>	横浜市中区寿町 1-2 TEL. 045-345-8001 管轄区域：横浜市全区・鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・大和市・海老名市・綾瀬市・寒川町
<b>横浜家庭裁判所 川崎支部</b>	川崎市川崎区富士見 1-1-3 TEL. 044-222-1671 管轄区域：川崎市全区
<b>横浜家庭裁判所 相模原支部</b>	相模原市中央区富士見 6-10-1 TEL. 042-716-0181 管轄区域：相模原市全区・座間市
<b>横浜家庭裁判所 横須賀支部</b>	横須賀市新港町 1-9 TEL. 046-812-4304 管轄区域：横須賀市・逗子市・三浦市・葉山町
<b>横浜家庭裁判所 小田原支部</b>	小田原市本町 1-7-9 TEL. 0465-22-6946 管轄区域：平塚市・小田原市・秦野市・厚木市・伊勢原市・南足柄市・大磯町・二宮町・中井町 大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町・愛川町・清川村

## 神奈川県公証役場一覧

<b>博物館前本町公証役場</b>	横浜市中区本町 6-52 本町アンバービル 5F TEL. 045-212-2033
<b>横浜駅西口公証センター</b>	横浜市西区北幸 1-5-10 東京建物ビル 4F TEL. 045-311-6907
<b>関内大通り公証役場</b>	横浜市中区羽衣町 2-7-10 関内駅前マークビル 8F TEL. 045-261-2623
<b>みなとみらい公証役場</b>	横浜市中区太田町 6-87 横浜フコク生命ビル 10F TEL. 045-662-6585
<b>尾上町公証役場</b>	横浜市中区尾上町 3-35 横浜第一有楽ビル 8F TEL. 045-212-3609
<b>鶴見公証役場</b>	横浜市鶴見区鶴見中央 4-32-19 鶴見センタービル 202号室 TEL. 045-521-3410
<b>上大岡公証役場</b>	横浜市港南区上大岡西 1-15-1 camio(カミオ)ビル 4F403-2号室 TEL. 045-844-1102
<b>藤沢公証役場</b>	藤沢市鶴沼石上 2-11-2 湘南Kビル 1F TEL. 0466-22-5910
<b>川崎公証役場</b>	川崎市川崎区駅前本町 3-1 NMF川崎東口ビル 11F TEL. 044-222-7264
<b>溝ノ口公証役場</b>	川崎市高津区溝ノ口 3-14-1 田中屋ビル 2F TEL. 044-811-0111
<b>横須賀公証役場</b>	横須賀市日の出町 1-7-16 よこすか法務ビル 202号室 TEL. 046-823-0328
<b>小田原公証役場</b>	小田原市栄町 1-5-20 大邦ビル 2F TEL. 0465-22-5772
<b>平塚公証役場</b>	平塚市代官町 9-26 M宮代会館 4F TEL. 0463-21-0267
<b>厚木公証役場</b>	厚木市中町 3-13-8 セトビル 2F TEL. 046-221-1813
<b>相模原公証役場</b>	相模原市中央区相模原 4-3-14 相模原第一生命ビルディング 5F TEL. 042-758-1888



## ばあとなあ神奈川の 成年後見制度に関する相談窓口

専用電話

045-314-5500

電話でのご相談

相談料は無料・通話料は相談者負担  
開設日▶毎週 火・木曜日（祝日を除く）  
相談時間▶14：00～17：00

電話等での相談後、  
面接で相談を希望  
する

予約制▶毎週 火・木曜日（祝日を除く）  
13：00～14：00  
1回 40分程度  
場所▶神奈川県社会福祉会館 面談室

電話等での相談後、  
相談者の自宅等での  
相談を希望する

予約制▶相談者の都合により、相談員と訪問日を決定  
させていただきます。  
初回相談料▶無料（交通費のみ相談者負担）

## ばあとなあ神奈川の 成年後見人等の紹介依頼窓口

社会福祉士の資格を持つ成年後見人等の紹介をご希望される方は推薦依頼用紙をご請求ください。

電話での  
お問い合わせ

ばあとなあ神奈川事務局  
045-314-0007

ホームページからの  
ご請求

公益社団法人神奈川県社会福祉士会  
<http://www.kacsw.or.jp/>  
成年後見ばあとなあ神奈川



公益社団法人  
神奈川県社会福祉士会

〒221-0825 神奈川県横浜市神奈川区反町3-17-2  
神奈川県社会福祉センター4階  
TEL 045-317-2045 FAX 045-317-2046  
URL <http://www.kacsw.or.jp/>  
E-mail [info@kacsw.or.jp](mailto:info@kacsw.or.jp)

